

## 土田社長記者会見要旨

日 時： 平成14年5月21日（火）午後3時30分～午後4時20分

場 所： 東証 ARROWS プレゼンテーション・ステージ

社 長 まず、本日の取締役会において株主総会の招集について決定したことを申し上げておきたい。東京証券取引所の第一回株主総会は来月6月18日午前10時から、場所は「東証ホール」において開催することとなった。

本日御説明する一点目は、「平成14年3月期連結決算について」である。

「連結損益の状況」を主として説明するが、その前に、まず連結の範囲等について説明する。平成14年3月期における当社の連結子会社は、日本証券決済株式会社及び株式会社東証システムサービスの2社である。

持分法については、株式会社東証コンピュータシステム、株式会社エヌエスピー通信社及び本年1月に設立された株式会社証券保管振替機構の3社について適用している。なお、東証コンピュータシステムについては、本年2月末まで子会社であり、基本的にそれまでの間の同社の損益について、連結損益計算書に反映させることとなる。ただし、同社は2月末時点で決算を行っていないため、3月の決算の数値をもって連結することとなり、結果的に1年間子会社であったと見なして会計処理を行っている。一方、貸借対照表については、期末において既に子会社ではなくなっているため、持分法適用会社として反映している。

連結経営成績の状況についてであるが、今回は株式会社として最初の連結財務諸表を作成した。これについては、前期は会員組織であったことから経理処理等も異なっており比較は困難であること、また、会計士からも同様の意見があつたことから、前期との比較は行っていない。なお、説明に際しては、単体決算の数字と適宜比較しながら、連結で見た場合の特徴等を申し上げたい。

まず、営業収益は、取引参加者負担金、上場関係収入、情報関係収入という単体の項目に、東証コンピュータシステム及び東証システムサービスにおけるシステム開発・計算関係収入及び日本証券決済における有価証券保管・受渡収

入などが加わり、44,735 百万円となった。

営業費用については、子会社の人件費等が加わるため、合計で 42,982 百万円となり、その結果、営業利益は、単体の 1,308 百万円に対し、1,753 百万円、また、経常利益は、単体の 1,635 百万円に対し、2,296 百万円となっている。

なお、特別利益のうち子会社売却益であるが、2 月に売却した東証コンピュータシステム株式の「簿価」の認識に関し、単体と連結で会計処理が異なることにより、単体の場合は 2,896 百万円であったのに対し、連結では 1,264 百万円の計上にとどまっている。また、その他の特別損失であるが、東証コンピュータシステムにおける退職給付費用の算出方法の変更などにより、1,179 百万円を計上している。

これらの結果、税金等調整前当期純利益は、単体の 3,929 百万円に対し、1,959 百万円となり、更に、当期純利益は、単体の 2,826 百万円に対し、843 百万円となった。

次に、15 年 3 月期の連結業績予想であるが、東証コンピュータシステムが連結子会社から外れることなどを考慮し、営業収益 43,000 百万円、経常利益 2,400 百万円、当期純利益 1,400 百万円を見込んでいる。

二点目は、「役員の異動について」である。

昨年 11 月 1 日の株式会社東京証券取引所発足に伴い就任した当取引所の取締役及び監査役の任期は、定款上「就任後 1 年以内の最終の決算期に関する定期株主総会の終結の時まで」とされている。したがって、取締役及び監査役全員が今総会終了時に任期満了となる。

6 月 18 日に開催予定の今総会において選任する取締役及び監査役については、先般、指名・報酬委員会で審議を行った。指名・報酬委員会は、外部取締役 4 名、内部取締役 2 名の合計 6 名からなるものであり、役員候補者の指名や報酬について取締役会に付議すべき案を検討するための委員会である。この指名・報酬委員会で審議した結果を、本日の取締役会において説明し、取締役候補者及び監査役候補者として決定した。また、併せて、総会後の取締役会において選任する役付取締役の候補者についても決定した。

まず、取締役についてであるが、代表取締役社長は、引き続き、私が務めさ

せていただきたいと考えている。その他の常勤の取締役については、山下副社長と金原専務取締役が今総会をもって退任することとなった。また、西原常務執行役員と下田常務執行役員の2名を新たな取締役の候補者とした。その上で、吉野常務取締役については代表取締役専務に、西原常務執行役員と下田常務執行役員については常務取締役に、それぞれ選任したいと考えている。

次に、社外取締役であるが、現在6名の方に社外取締役をお願いしており、大変重量感があり、かつ、バランスの取れた構成となっているものと考えている。また、昨年11月に就任いただいたばかりでもあり、私としては、引き続き全員に就任いただきたいと考えていた。

ただ、メリルリンチ日本証券株式会社取締役会長の守屋取締役におかれでは、今総会をもって退任したいとの申し出があり、誠に残念ながら退任されることになった。そこで、守屋氏に代わって、新たにフィデリティ投信株式会社取締役副会長の蔵元康雄氏を取締役候補者として決定した。

蔵元氏は、我が国の証券アナリストの草分け的存在であり、現在、日本アナリスト協会副会長でもある。また、30年余のアナリストとしての調査・運用経験から、株式投資の方法や企業のI R等の証券市場に関わる問題に関する造りが深く、執筆・講演活動などにも活躍されている。したがって、必ずや東証の経営に対して良い助言を頂けるものと考えている。

次に、監査役についてであるが、現在の監査役4名の方々に、引き続き就任いただきたいと考え、今総会に諮る監査役候補者とした。

さらに、執行役員であるが、その選任については、総会後の取締役会で決議することになるが、本日の取締役会で9名の執行役員候補者を決定した。

まず、取締役社長である私以下常勤の取締役は、これまで同様、すべて執行役員を兼務することとし、それ以外に現執行役員の飛山氏と長友氏、そしてそのほかに、現経営企画部長の天野氏と現決済管理部長の清水氏の2名を新たに執行役員候補者と決定した。

三点目は、「不動産投資信託証券の制度信用銘柄及び貸借銘柄への選定等に伴う信用取引・貸借取引規程等の一部改正について」である。

昨年9月に新たな上場商品として不動産投資信託証券が上場され約半年が経

過したが、その売買状況は良好であり、制度信用取引を導入することが可能な商品であることが確認された。また、投資者からは制度信用銘柄及び貸借銘柄への選定のニーズも高まってきている。したがって、当取引所市場の活性化及び投資者の利便性向上の観点から、不動産投資信託証券に制度信用取引及び貸借取引を導入するため、信用取引・貸借取引規程等について所要の改正を行うものである。

施行日については、金融庁長官の認可を条件に、今月 27 日に施行する予定である。

(以下、質疑応答)

記 者 今月、約半年ぶりにマザーズへの新規上場があったが、状況としては低迷しているようである。あらためてマザーズの活性化策を伺いたい。

社 長 マザーズについては、先般、投資者の信頼回復、新興企業の上場促進を図る観点から、いくつかの制度改革を行い、また様々な活性化策も講じているところである。例えば、「東証マザーズ活性化のための総合プログラム」にも解説しているとおり、活性化のためのプログラムを強力に展開している。その最中に一つの成果として 5 月 10 日にドリーム・インキュベータの新規上場が実現した。実際に良い銘柄が上場会社に加わったものであると率直に喜びたいと思う。今後、今回の制度改革の趣旨が徐々に浸透し、マザーズ本来の使命である市場機能を発揮するものと私は前向きに確信している。

この際、マザーズのイメージについて、改めて紹介しておきたい。

いわゆる新興市場として三市場が紹介されることが多い。これらの新興市場の中で特にマザーズが優れている点は値付率である。他の新興市場と比較してもこのところ常にマザーズが第一位であり、東証市場第一部に次ぐ水準にある。このように流動性の面において優れた点を持っている。また、株価については、一昨年以前は IT 企業が多く、その後下がったというのが、マザーズだけではなく一般的な現象であったが、昨年以降上場した企業 8 社のうち 6 社は直近の株価が公開価格を上回っている。更に 7 社は同期間の TOPIX の変化率を上回っているなどパフォーマンスの良さについても、マザーズの特徴であ

ると言える。

このような特性を活かしながら、マザーズ市場の活性化を図るために様々な取組みをしている。第一に、上場申請予定会社が準備段階において確認しておくべき事項についてのチェックリストや、上場審査過程で申請会社に対して確認させていただく事項のリストを取り纏め、公表するなど、申請予定会社の上場準備の適切・円滑な進捗を図るために対応を行っている。第二に、上場を希望する会社へのセミナーを東京・大阪・名古屋で開催または開催を予定とともに、個別訪問を行うなど、上場希望会社向け支援活動の強化を行っている。第三に、上場後においても、昨年の12月及び本年4月に投資者向け合同説明会の開催し、また各社の事業内容などを取りまとめた「マザーズ上場会社概要」の投資家へ配布するなど、支援活動の実施に取り組んでいるところである。加えて、「マザーズ上場の手引き」といった冊子も用意している。

マザーズ振興のための努力を更に続けるつもりであるし、また最近は「引受証券会社や上場予定会社から良い感触を得ており、引き合いは確実に増えている」との報告を事務局から受けている。これからのマザーズに期待できると考えている。

**記 者** 4月のペイオフ凍結解除後、個人投資家の資金は株式市場に流れていると考えているか。また、個人投資家を呼び込むために、東証として、また、証券界全体としていかなる努力をしたら良いとお考えか。

**社 長** 大変大きな問題であり、私があまり長広舌をふるうのはいかがと思うが、いくつか申し上げる。ペイオフの凍結が解除されるというのは一つのニュースであったが、特に世の中が大きく変わった、動搖が広がったということではなく、新聞などでは、定期預金から普通預金へのシフトがあるといったことや、有力銀行に預金が集中するということなどが言われている。ただ、普通預金はいわば流動性預金そのものであり、これは資金運用とは言えないのではないか。普通預金にとりあえず移した方々も、今後どうするかを考えているのではないかと思う。したがって、4月及び5月の状況のみで、個人資金がどのように流れかかるということを見することは時期尚早であろうと思う。

私どもとしては、かねてから個人投資家の育成を中心に今後の証券市場のいろいろな課題に取り組んで行きたいと思っているが、こうした点については東

証としても証券界全体としても共通の目標であると思っている。そのために何が必要かという点について、ごく骨組だけを申し上げる。

私どもの立場を考えた場合、やるべきことは大きく分けて二つ、一つは魅力ある商品の拡充であり、もう一つは市場の信頼性・公正性の確保であると考えている。

魅力ある商品の拡充については、従来の延長線上の施策もさることながら、個人向け商品として非常に優れた商品性を持っているＥＴＦや不動産投信といった商品を導入し、説明会の開催、参考資料の刊行など商品の周知・普及のための活動に取り組んでいる。具体的には、最近大量頒布用のしおりを作成し、ETFと従来の投信との違いなどについて紹介している。また、「東証公式 ETF & 不動産投信センター」は相当売れ行きが良い。そのほかにも様々なことに取り組んでいるが、このように商品の周知・普及のための活動はかなり徹底して行っている。

また、何よりも基本的な商品は現物株式であるが、これについて従来から特に力を入れているのは、投資単位引下げの促進である。こちらについても「投資単位の引き下げに向けたアクション・プログラム」を作成し、頒布している。規定上の手当てを行うだけでなく、上場会社をはじめとした関係者に理解してもらうための説明を行うとともに、更に決算短信への投資単位に関する方針の記載をお願いするなどの対応を行っている。

次に、市場の信頼性・公正性の確保に関してであるが、これについての東証の努力は例年を上回るものがあると思う。売買審査をはじめとしたコンプライアンス機能の強化については、現在極めて高水準の売買審査システムを持っているが、更に今年の春には新しいシステムが稼働することとなっており、その成果は十分に期待できると思う。また、審査体制強化については、我々も売買審査業務を行っているが、それにも増して、証券会社、投資家など関係者に誤りない知識を持ち行動をしてもらうよう未然防止という点に注力している。例えば、「コンプライアンス・ナビゲーター」、「30 分で読めるインサイダー規制 Q & A」、「Compliance まんすりーれぽーと」など様々な本を出してあり、担当者によれば正に「洛陽の紙価を高からしめている」とのことであり、こうした活動は評価していただいてもいいのではないかと思う。東証市場の信頼性・

公正性の向上というものは、かねがね申し上げているとおり、非常に重要なポイントであると考えている。それによって、投資者の信頼を得る、それによって、株式投資は身近で、健全な経済活動であるとの認識を確立する必要があると考えており、非常に大きな課題であるが、これに正面から取り組んでいきたい。

更に、教育・啓蒙活動、税制上の対応も重要なものであると思う。税制に関しては、やはりこれから株価というものは消費者自らが作るものである、消費者自らが成長性のある企業の株式、債券に投資をする、そして企業を育て、経済の活力を取り戻す、というようにしなくてはいけない。そういう観点に立って個人投資家を育てて、また経済の構造を変えていく、そういう考え方で金融制度や税制を大きく組みなおす必要があると考えている。

**記 者** 税制の改正論議も進んでいるが、直接金融へ資金の流れを作るためには、どのような税制が望ましいとお考えか。また、二元的所得課税についてはどう思うか。

**社 長** この数か月の間に二元的所得税という言葉が非常に流布するようになったが、これは一つの将来の方向を指示示しているように思う。現在の証券税制について、公平・簡素、ことに簡素という点から様々な問題意識が生じており、そういう問題意識の延長線上で大きな枠組みの改正として二元的所得課税制度の導入が議論されるようになった。それが背景であると思う。私も二元的所得課税制度の導入を検討することは、基本的には賛同したいと思っている。ただこれは新聞報道で読む程度であるが、政府税制調査会の石会長も言っておられる通り、それは1、2年で決着できるものではない、腰を据えて取り組む課題であろうという話がある。しかばその1、2年の間、何かしなくていいのかという問題はあるわけであり、そうした点については、主として証券業協会が以前からその都度尽力されているが、やや積み残しの問題もある。例えば、配当課税の軽減の問題、また最近大きな議論になりつつある相続・贈与税の見直しの問題もあるわけで、二元的所得税の議論を進めることには賛成であるが、それだけに尽くるということであっていいものでもないと思う。

**記 者** 決算の見通しについて、減収増益の具体的な理由をお聞かせいただきたい。

**社 長** まず、単体ベースの当期の状況から説明したい。営業収益は4,678百万円減

の 36,135 百万円となった。これは全般的に取引が低調であったことや、上場関係収入が奮わなかつたためである。こうしたことは、証券会社の決算などを見ても、概ね一般的な傾向である。一方で、営業費用については、様々な経営努力によって切り詰め、その結果、営業利益は減益ながらも 1,308 百万円を確保することができた。また、東証コンピュータシステム株式売却により、2,896 百万円の特別利益を加味し最終的な当期末処分利益として、3,108 百万円を確保することができた。営業利益、経常利益とも減益ではあったが、客觀情勢が極めて厳しかったにもかかわらず、利益を確保し、更に特別利益が加わり、当期利益としてある程度の利益を上げることができたことは、株式会社化後の第一の閑門を突破したということであり、嬉しく思っている。

平成 15 年 3 月期の業績予想としては、単体で営業収益 36,000 百万円、経常利益 2,000 百万円、当期利益 1,100 百万円という数字を見込んでいる。これについては、バック・グラウンドとなる客觀情勢は概ね前年度と同程度の厳しさとなるであろうと予想し、現物株式の売買代金等も概ね前年度と同程度の数字を念頭において積算したものであり、更に、東証コンピュータシステムが連結子会社から外れることなどを考慮し、連結の業績予想している。端的に言えば、厳しい状況が継続するであろうと想定して業績予想を立てたということである。

記 者 連休明けに金融庁の検査が入ったと思うが、具体的な検査の内容と、検査がすでに終わったのかについてお聞かせいただきたい。

社 長 検査は続行中であり、いつ終了するかについては私どもは予断できない。検査は行政当局の判断で行われるものであり、着眼点及び見通し等について私どもがコメントすることは適当でないものと考えている。私どもとしては、株式会社化に伴い制度や運用等について様々な見直しを加えて体制の強化に努めてきたといった真摯な努力については説明したいと考えており、こうした我々の努力が評価されることを期待している。ただ、こうした点については、第三者、ことに各方面をあまねく見ておられる検査官の方々から見れば、様々な指摘がないでは済まないと思う。指摘があった際には、謙虚に承り、更なる経営の改善に役立てたいと考えている。現在は全体の検査の中ではまだ序盤を出ていない段階であると見ている。

記 者 検査は経営全般の検査であり、システムに特化したものではないということ

か。また、何人規模か。

社 長 部分的なものではなく一般の検査である。また、金融庁と証券取引等監視委員会が合同でお見えになっている。人数については、18名と聞いている。

記 者 ゴールドマン・サックス証券が夜間取引から撤退を表明する一方で、一部証券会社からは、東証が夜間取引に乗り出して欲しいという意見もあるようだが、こうした点についての社長のお考えを伺いたい。

社 長 様々な業務について抜かりなく目を配るということは、誠にあって然るべきであると考えているが、私どもが個別の業務に取り組むに当たっては外部環境やニーズなども十分踏まえなければならない。外部環境について言えば、東証が夜間取引についてどのように取り組むべきかについて、委員会等でかなりの時間を掛けて議論したことがあった。そこでは、簡単に言えば、ニーズが十分でないことや証券会社における体制も整っていないことから、時期尚早であるという議論が多かったように思う。こうした証券界の空気がその後変わったかについては、私には変わっていないように思われる。更にニーズがあるかどうかについては、夜間取引を行っていた証券会社が休止するということは、ニーズがないという証拠ではないかということもあり、私どもがすぐに代わって行うということにはならないのではないかと思う。私は比較的慎重に考えている。

以 上